



～平成19年度 茨城県都市計画講習会(基礎編)を開催しました～

茨城県都市計画協会事業から毎年行っている一つをご紹介いたします。

平成19年8月1日（水）、水戸市の県立県民文化センターにおいて、『平成19年度都市計画講習会（基礎編）』を開催しました。

この講習会は、市町村職員・県職員の方々を対象にして、都市計画法や景観法など都市計画全般にわたる基礎知識の修得を図っていこうとするものでございます。

当日は、県内44市町村と関係機関から総数155人の参加がありました。

【講習会内容】

- ①都市計画法の目的および手続き、土地利用計画について
- ②都市施設計画について
- ③都市計画区域マスタープランと都市計画の見直しについて
- ④都市計画法の改正について
- ⑤まちづくり交付金について

- ⑥茨城県景観形成条例に基づく大規模行為の届出について
- ⑦景観法の活用による景観行政の推進について
- ⑧屋外広告物の規制について
- ⑨駐車場法の概要について

今後も引き続き、皆さまの日常業務の一助になるような講習会を開催していきたいと思っております。

もし、この様な内容の講習会をといったご意見等がございましたら、協会事務局までご連絡ください。



＜講習会状況＞

～平成19年度 屋外広告物講習会が開催されました～

平成19年10月16日（火）に、茨城県庁舎行政棟9階の講堂において、平成19年度の屋外広告物講習会が開催されました。

屋外広告物講習会は、屋外広告物に関する専門的な知識の習得を目的として、各都道府県、各政令市及び各中核市が屋外広告物法に基づき条例を定めて開催しています。講習会の修了者は、看板業者等が屋外広告業の登録を受ける際に「業務主任者」として必要不可欠であるほか、屋外広告物の許可を受ける際に広告物の管理者となることができます。

本県が今年度に開催した講習会では、本県のほか各都道府県が屋外広告業登録制度を相次いで導入した際に、講習会修了者等の配置を登録の要件と定めたことによる受講ニーズの急増を反映して、県内をはじめ東京都や群馬県などからも受講の申込みがあり、例年の倍近い82名の受講者が集まりました。また、各市町村で屋外広告物関係事務を担当する職員も聴講に訪れ、会場となった講堂は大勢の人で賑

わいました。

講習会ではまず最初に、茨城県都市計画課の職員による、屋外広告物法や茨城県屋外広告物条例等に関する講義と、茨城県建築指導課の職員による建築基準法令に関する講義が行われました。お昼休みを挟んで午後からは、筑波大学芸術学系の田中佐代子講師による、屋外広告物のデザインに関する講義と、最後に株式会社大峰設計事務所の大峰裕一所長による、屋外広告物の施工に関する講義が行われました。受講生は、登録業者の業務主任者として屋外広告物の適正な表示を目指すため、あるいは屋外広告物の管理者として適正な管理を行うため、真剣な表情で講義に聞き入っていました。そして、講義の終了後、受講生一人ひとりに講習会修了者証が手渡され、今年度の講習会は幕を閉じました。

なお、次回の講習会は平成20年度に開催の予定であり、具体的な開催時期等は県都市計画課にて今後検討していくこととしています。